

令和元年6月（第6回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年（2019年）6月10日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	6番	野田 祐士
7番	高木 敬司	9番	大村 幸誠
10番	西村 親夫	11番	山本 博文
12番	荒川 忠一	13番	廣田 律男
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について
日程第2 報告第1号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第3 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第4 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第6 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
日程第7 議案第5号 平成30年度の目標及び達成に向けての活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）について
日程第8 令和元年（2019年） 第7回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	森崎 大輔	主 査	堀田 章一郎

6. 会議の概要

（事務局長）

只今より、令和元年第6回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、8番中村農業委員さんと吉村推進委員さんが欠席となっております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番西山委員さん、9番大村委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明をいたしました。番号1番につきましては、井川推進委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。

6月7日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、草刈り機、運搬車等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻、柿、シイタケで、申請地には白菜や大根を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人は経験年数50年、年間250日、となっております。

取得後の農地の面積については、約2町で問題ないと思います。

地元の区役等にも積極的に参加していただいておりますし、地域との調和についても問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、賃借権設定の部で、権利取得者が例外法人の案件でございます。本件について10番西村委員さんに調査をいただいております。

補足説明お願いいたします。

(10番委員)

調査報告致します。

6月6日に賃借人の代表者、中川推進委員、事務局2名と、現地調査、聞き取り調査を行いました。

東海大学さんは熊本地震で阿蘇キャンパスが大きな被害を受け、学生への教育実習が不可能な状況となり、今後の実習用地の確保のため申請されました。

今回の申請地は、昨年8月に申請のあった土地の隣接地です。

農機具については、トラクター7台、刈払機10台、乗用モア2台、ブームスプレイヤー1台、マルチチャー整形機1台を所有されており、農地の全てを実習地として利用し、サツマイモとシイタケを栽培するとの事です。大学職員4名が年275日農作業に従事し、学生に営農指導するとのことで問題はありません。耕作面積について、許可後は37,537㎡になります。また、地元との交流や連携を図っていききたいとの意向がありました。

以上になります。委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部ですが、番号1番につきまして9番大村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(9番委員)

6月7日に吉村推進委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が貸資材置場として整備する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、他に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地及ぼす影響もないと考え

ます。以上です。委員の皆様のご審議宜しくお願

(議長)

只今、9番大村委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満

たしているの

(5番委員)

調査報告いたします。

農地法第5条第1項による申請書が提出されましたので、6月6日に譲受人が依頼されている土地家屋調査士と譲渡人と現地でお会いし、聞き取り調査を行いました。

熊本地震により全壊したため、自宅を再建予定でしたが、県景観建築課に相

談したところ、里道からの接続幅が足りないので建築できないと言われたため、譲渡人から今回の通路部分を譲っていただくものです。

町の上下水道も通っており、これに接続し、雨水処理としては、敷地内に集水枥を設置し、オーバーフロー分は里道側溝に接続することです。

被害防除方策として、通路部分は高低差があるため間地ブロックを積み、倒壊防止に努めるそうです。

また、融資証明書が提出されており、許可後は速やかに工事に着手することです。

なお、申請地は第2種農地に該当すると思います。

立地基準と一般基準ともに問題ありませんでした。委員の皆様のご審議宜しくお願いします。

(議長)

ただいま、番号2番について5番西川委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための賃借権設定の部でございます。番号1番について4番松野委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

6月7日に、推進委員の内田さんと現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場として整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、他に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力については、特に問題ありません。

本申請地は、熊本地震に係る工事の資材置場として転用の許可を受けなければならないことを知らずに利用されておりました。これについては始末書が添付されており、今後は農地法を遵守するとのことです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思

います。周囲の農地及ぼす影響もないと考え

ます。以上です。委員の皆様のご審議宜しくお願

いします。

(議長)

只今、番号1番について4番松野委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための使用貸借権設定の部でございます。本件について10番西村委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

6月6日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が建築する住宅の専用通路として整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であることから転用の見

込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力については、特に問題ありません。

本申請地は以前から通路として使用されており、自宅再建をするにあたり当該地が農地であることが判明したものです。始末書を添付されており、今後は農地法を遵守するとのことです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、10番西村委員さんより補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思います。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げます。

まず、賃借権設定の部について、再設定が35筆、新規が16筆となっております。使用貸借権設定の部につきましては、再設定9筆、新規1筆となって

おります。本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第6 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第4号説明》

(議長)
只今、議案第4号について説明を申し上げました。本件につきまして、3番上田委員さんに調査をしていただいております。
補足説明をお願いします。

(3番委員)
報告いたします。
6月7日、相続人と大川推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと現地で聞き取り調査をいたしましたのでご報告いたします。

被相続人の要件について申し上げます。被相続人は死亡の日まで農業を営んでおられました。

次に、相続人の要件について申し上げます。

相続人は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うとの意思も確認いたしました。機械等を所有し、すでに農業経営を行っておられます。対象となる農地については、遺産分割がなされております。

以上、確認しまして問題はないと思われれます。

委員のみなさまのご審議をお願いします。

(議長)

本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7 議案第5号 平成30年度の目標及び達成に向けての活動の点検・評価(案)及び令和元年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。
本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。

(6番委員)

最後の3ページのところでですね、違反転用の適切な対応の課題についてですが、一時転用を除いて13.96haの違反転用ですか。

(事務局)

はい。熊本地震に関係するものではなくて益城町管内の違反転用の数値です。

(議長)

よろしゅうございますか。
それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 令和元年第7回委員会の日時について申し上げます。次回は7月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員